

## <参考資料>

### 公立大学法人沖縄県立芸術大学の業務実績評価について

- 公立大学法人の業務実績の評価は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「地独法」という。）第11条第2項第2号の規定に基づき、地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行うこととなっている。
  
- また、公立大学法人は、当該評価を受けようとするときは、地独法第78条の2第2項及び沖縄県が設立する公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（令和3年沖縄県規則第11号）第26条の規定に基づく報告書を評価委員会に提出することとなっている。
  
- 評価委員会に関し必要な事項は地独法第11条第4項の規定により条例で定めることとなっており、沖縄県公立大学法人評価委員会条例（令和2年沖縄県条例第22号）第8条において、評価委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めると規定されている。
  
- よって、公立大学法人沖縄県立芸術大学の業務実績の評価の方針や方法、報告書様式等について、沖縄県公立大学法人沖縄県立芸術大学評価委員会の委員長が委員会に諮り定めるものである。

【参考】「公立大学法人沖縄県立芸術大学の業務実績評価方針及び評価方法（案）」地方独立行政法人法対応表

公立大学法人沖縄県立芸術大学の業務実績評価方針及び評価方法（案）		地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）	
項目	主な内容	条項番号	概要
1 本評価方針等について	評価委員会が行う法人の業務実績評価は地方独立行政法人法に基づき本方針・方法により行う	①第11条第2項第2号 ②第78条の2第1項	①評価委員会は公立大学法人の業務の実績を評価する ②公立大学法人は毎事業年度評価委員会の評価を受ける
2 評価の基本方針（1）	中期計画の進捗状況を確認する	第78条の2第3項	評価は、中期計画の実施状況の調査及び分析結果を考慮し、総合的な評定を付して行う
2 評価の基本方針（2）	法人の業務運営状況を示す		
2 評価の基本方針（3）	法人の業務運営改善に資する	①第11条第2項第3号 ②第78条の2第4項 ③第78条の2第7項	①、②評価結果を法人に通知する（必要があれば業務運営改善等の勧告可） ③第29条を準用 ※第29条：法人は評価の結果を中期計画及び年度計画並びに業務運営の改善に適切に反映させる
2 評価の基本方針（4）	県民への説明責任を果たす	第78条の2第5項	評価結果（勧告）内容を設立団体の長に報告し、公表する
2 評価の基本方針（5）	教育研究の質の向上に資する	①第11条第2項第3号 ②第78条の2第4項 ③第78条の2第7項	①、②評価結果を法人に通知する（必要があれば業務運営改善等の勧告可） ③第29条を準用 ※第29条：法人は評価の結果を中期計画及び年度計画並びに業務運営の改善に適切に反映させる
2 評価の基本方針（6）	教育研究成果の社会への貢献に資する		
2 評価の基本方針（7）	法人の組織・業務の検討（中期目標期間終了時）に資する	①第79条の2第1項 ②第79条の2第2項	①設立団体の長は、中期目標期間に見込まれる業務実績の評価後、中期目標期間終了時までには、法人の必要性や組織・業務全般を検討し、所要の措置を講ずる ②①の検討は評価委員会意見聴取が必要
3 各評価の目的等（1）	年度評価 ○毎事業年度の中期計画の進捗状況の評価（毎翌年度に実施）	①第78条の2第1項第1号 ②第78条の2第1項第2号 ③第78条の2第1項第3号	①評価を受ける事項：毎事業年度の業務実績 ②評価を受ける事項：4年度目及び中期目標期間に見込まれる業務実績 ③評価を受ける事項：6年度目及び中期目標期間の業務実績
3 各評価の目的等（2）	見込評価 ○中期目標期間終了時の見込実績を評価（第5事業年度に実施）		
3 各評価の目的等（3）	期間実績評価 ○中期目標期間終了時の実績を評価（翌中期目標の期間の第1事業年度に実施）		

【参考】「公立大学法人沖縄県立芸術大学の業務実績評価方針及び評価方法（案）」地方独立行政法人法対応表

公立大学法人沖縄県立芸術大学の 業務実績評価方針及び評価方法（案）		地方独立行政法人法 （平成15年法律第118号）	
項目	主な内容	条項番号	概要
4 業務実績等報告	法人は自己評価を踏まえ業務実績等報告書を作成する	第78条の2第2項	公立大学法人は自己評価結果を明らかにした報告書を評価委員会に提出する
4 業務実績等報告（1）	年度評価 ○年度計画の実施状況等（様式1）	①第78条の2第1項第1号 ②第78条の2第1項第2号 ③第78条の2第1項第3号	①評価を受ける事項：毎事業年度の業務実績 ②評価を受ける事項：4年度目及び中期目標期間見込の業務実績 ③評価を受ける事項：6年度目及び中期目標期間の業務実績
4 業務実績等報告（2）	見込評価 ○中期計画の見込の業務実績等（様式2）		
4 業務実績等報告（3）	期間実績評価 ○中期計画の達成状況等（様式3）		
5 評価の方法	業務実績等報告書等に基づき、「項目別評価」及び「全体評価」により総合的に評価を行う	①第78条の2第3項 ②第79条	①評価は、中期計画の実施状況の調査及び分析結果を考慮し、総合的な評定を付して行う ②中期目標期間終了時に見込まれる業務実績、中期目標期間の業務実績の評価は認証評価機関の評価を踏まえる
5 評価の方法（1）	項目別評価 ○法人の自己評価等を含め、数値等により中期計画の進捗状況等を総合的に評価する ○年度計画、中期計画の項目を一定のまとまりごとに評定 ○見込評価及び期間実績評価は認証評価機関の評価も踏まえて実施		
5 評価の方法（2）	全体評価 中期計画進捗状況等について、総評、要望等を記述することにより評価		
6 評価結果の決定等	評価結果は法人に通知し、知事に報告するとともに公表する	①第78条の2第4項 ②第78条の2第5項	①評価結果を法人に通知する（必要があれば業務運営改善等の勧告可） ②評価結果（勧告）内容を設立団体の長に報告し、公表する
7 評価結果の活用等に関する事項	○優先対応事項、経過報告を求める事項は報告を求める ○法人は、評価結果を中期計画及び年度計画並びに業務運営に適切に反映、公表する	第78条の2第7項	第29条を準用 ※第29条：法人は評価の結果を中期計画及び年度計画並びに業務運営の改善に適切に反映させる
9 本評価方針等の見直し等について	○本評価方針・方法は、評価委員会において見直すことができる ○評価の実施に関して必要な事項は、評価委員会が別に定めることができる。	第11条第2項	評価委員会は公立大学法人の業務の実績を評価する

参照条文【「公立大学法人沖縄県立芸術大学の業務実績評価について」関係】

◆地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）

第十一条 設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、当該設立団体の長の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 略

二 第七十八条の二第一項の規定により第六十八条第一項に規定する公立大学法人（次号において「公立大学法人」という。）の業務の実績を評価すること。

三 第七十八条の二第四項の規定により公立大学法人に勧告すること。

四～六 略

3 略

4 第二項に定めるもののほか、評価委員会の組織及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、条例で定める。

（評価の結果の取扱い等）

第二十九条 地方独立行政法人は、前条第一項の評価の結果を、中期計画及び年度計画並びに業務運営の改善に適切に反映させるとともに、毎年度、当該評価の結果の反映状況を公表しなければならない。

（各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等の特例）

第七十八条の二 公立大学法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。この場合において、第二十八条から第三十条までの規定は、公立大学法人には、適用しない。

一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績

二 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績

三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

2 公立大学法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を評価委員会に提出するとともに、公表しなければならない。

3 第一項の評価は、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付

して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。

- 4 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該公立大学法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該公立大学法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。
- 5 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合には、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。
- 6 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。
- 7 第二十九条の規定は、第一項の評価を受けた公立大学法人について準用する。

#### （認証評価機関の評価の活用）

第七十九条 評価委員会が公立大学法人について前条第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績又は同項第三号に規定する中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行うに当たっては、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十九条第二項に規定する認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえることとする。

#### （中期目標の期間の終了時の検討の特例）

第七十九条の二 設立団体の長は、評価委員会が公立大学法人について第七十八条の二第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、当該公立大学法人に係る中期目標の期間の終了時まで、当該公立大学法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

- 2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かななければならない。
- 3 設立団体の長は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。

### ◆沖縄県公立大学法人評価委員会条例（令和2年条例第22号）

#### （委員会の運営）

第8条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

◆沖縄県が設立する公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（令和3年規則第11号）

（業務実績等報告書）

第26条 法第78条の2第2項の報告書には、当該報告書が次の各号に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項ごとに自ら評価を行った結果を記載しなければならない。

- (1) 事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書 当該事業年度に係る年度計画に定めた事項
- (2) 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書並びに中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書 中期計画に定めた事項